

第5部 資料編

1 当事者団体等からの聞き取りの結果

(1) 調査の概要

① 目的

障がい者計画の見直し及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の作成をするに当たり、当事者団体などから現状やニーズを聴取することにより、計画の内容並びに今後の本市の障がい福祉施策の参考とするため。

② 聞取りを実施した団体等及び実施日（10団体・実施日順）

日付	団体
令和2年	9月28日 西部ろうあ仲間サロン会
	米子市身体障害者福祉協会
	9月29日 淀江家族会
	10月5日 鳥取県視覚障害者福祉協会
	10月8日 米子市肢体不自由児者父母の会連合会
	精神障害者家族会すけっと
	10月9日 発達障がい児親の会 CHERRY
	ロービジョン当事者の皆さん
	10月21日 鳥取県盲ろう者友の会
	11月24日 発達障がい家族ネット

③ 聞取り内容

- 当事者団体の現状
- 地域移行（地域での生活）、障がい者及びその家族等の高齢化問題について、当事者や家族の方の考え方や現状
- 福祉サービスの利用ニーズ等について
- その他（災害対応について、新型コロナウイルス感染の影響等）

(2) 聞取りでの主な意見

聞取りでは、次のような意見が多くありました。

① 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの充実

- 利用ニーズと受入れ体制の需給バランスの不均衡により、サービスを利用したくてもできない実態があるので、事業所の増設や専門職を含めた職員体制の整備、事業内容の充実、及びサービス内容の拡充について
- 障がい特性や医療的ケアの必要があるなど、一人ひとりの特性を踏まえたサービスが受けられるよう、医療、家族、行政等が連携し、ネットワークを構築することで可能となる支援体制の充実について

② 発達障がいへの支援

- 発達に課題がある児童・生徒への支援について、就学前から進学、進級時の切れ目のない一貫した支援の継続や、相談機関、窓口情報の提供の充実について
- 発達障がいのある大人への対応に関して、障がい特性に応じたものとともに、家庭内での関係改善、構築のための支援を含めた制度、体制の整備について

③ 障がいの重度化・重複化等への対応

- 重度の障がいのある人や児童、また複数の障がいのある人や児童、並びに行動障がいのある人や児童が、地域において在宅での生活を送ることができるよう、家族への支援を含めたサービス提供体制の整備について

④ 災害時の支援体制の充実

- 災害発生時刻や障がいのある人の居場所など、対応が常に一様でないことを考慮したうえで、災害時の避難支援、福祉避難所の確保などの体制整備について
- 一人ひとりの避難や対応方法について、家族や支援者で共有できる仕組みづくりについて
- 災害発生時の障がい特性に配慮した情報の伝達方法や、地域住民への理解促進について

⑤ 高齢化、会の存続への対応

- 障がいのある人だけでなく、その家族も高齢となっており、色々な面で今までどおりの生活を送ることに困難な点や不安があるため、その解決に向けた家族全体への支援について
- 団体に所属する会員は高齢化が進み、新たな会員の加入も少ないとため、会の存続に向けた支援の検討について

⑥ つながりの重要性

- 同じ障がいのある人同士が集まり、情報共有することのできる拠点づくりについて
- 一般的な近所付き合いだけでなく、いざという時に声がかけあえるような関係性を築くための環境づくりについて

⑦ 新型コロナウイルス感染拡大の影響について

- 外出自粛や3密回避のための対策等の影響により、サービスの利用を控えるなど、当事者の社会参加が難しくなっていることについて
- 団体の定例会が開催できないため、当事者同士のつながりが希薄になるなど、大きな影響が生じていることについて

2 パブリックコメントの結果

(1) パブリックコメントの概要

① 実施期間

令和3年1月 ___日から令和3年2月 ___日 (___日間)

② 実施方法

電子メール、ファクシミリ、郵送、持参等による提出
用意する様式又は任意のもので提出

③ 周知方法

素案を市ホームページへ掲載

素案を市役所本庁舎、淀江支所、米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）、米子市心身障害者福祉センター、米子サン・アビリティーズ、市内各公民館に設置

(2) 結果及び意見の概要

① 提出者数及び件数

___人の方から ___件のご意見をいただきました。

② 意見の内訳 (___件)

区分	件数
障がい者計画	件
内訳	件
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	件
内訳	件
内訳	件
内訳	件
その他	件

3 米子市障がい者計画等策定委員会

米子市障がい者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 米子市障がい者計画の策定並びに米子市障がい福祉計画及び米子市障がい児福祉計画の作成を体系的かつ総合的な見地で行うため、米子市障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による市町村障害者計画の策定に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定による市町村障害福祉計画の作成に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定による市町村障害児福祉計画の作成に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい福祉に關係する団体等を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適當と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日からその任務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健部障がい者支援課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）の施行の日の前日までの間におけるこの要綱による改正後の米子市障がい者計画等策定委員会設置要綱第2条第3号の規定の適用については、同号中「児童福祉法」とあるのは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）第2条の規定による改正後の児童福祉法」とする。

米子市障がい者計画等策定委員会 委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏 名	所属・役職等	備考
学識経験者	吉岡 伸一	鳥取大学医学部 教授	
	平林 和宏	(一社)権利擁護ネットワークほうき 事務局長	
関係機関・団体	前田 紀子	米子市社会福祉協議会 事務局次長	
	汐田 まどか	鳥取県立総合療育センター 院長	
	戸羽 伸一	鳥取県西部聴覚障がい者センター 所長	
	豊嶽 洋子	米子市立あかしや 園長 (児童発達支援センター)	
自立支援協議会	光岡 芳晶	相談支援センター 代表 (障害者生活支援センターすてっぷ 所長)	
	廣江 仁	就労継続支援事業所 代表 (はばたき 施設長)	副委員長
	宮倉 貴志	施設入所支援事業所 代表 (もみの木園 施設生活支援部管理者)	委員長
公募委員	植村 ゆかり		
	渡部 栄子		
	前田 由紀		

4 策定委員会開催経過

	期 日	内 容
第1回 策定委員会	令和2年10月2日	委員委嘱、委員長及び副委員長選出 策定委員会の概要・今後の予定等 障がい者支援プランの概要説明
第2回 策定委員会	令和2年11月10日	障がい者計画の見直し(案)の検討について 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直し (案)の検討について
第3回 策定委員会	令和2年12月23日	障がい者計画等(案)の検討について 当事者団体等からの聞き取りについて
パブリック コメント	令和3年1月 <u>　　</u> 日～ 令和3年2月 <u>　　</u> 日	パブリックコメント実施
第4回 策定委員会	令和3年3月 <u>　　</u> 日	パブリックコメントの結果について 障がい者支援プラン(案)策定完了
計画の公表	令和3年3月	